



熊本県公報

第13190号
令和4年(2022年)
12月20日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険付保義務の消滅(大道加入区)	(団体支援課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○ふ化業者の登録	(畜産課) 2
公 告	
○換地計画の決定	(農地整備課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
○道路の位置の指定	(〃) 3
登 載 依 頼	
○令和4年度第3回行政文書等管理委員会の開催	(行政文書等管理委員会) 3
○令和4年度(2022年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催	(芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 4

告 示

熊本県告示第884号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成30年(2018年)12月18日熊本県告示第1061号で公示した大道加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和4年(2022年)12月17日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
令和4年(2022年)12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第885号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年(2022年)12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字手水野864番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字手水野864番1(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第886号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年(2022年)12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字久米字下古平1555番7、
字瀧下1556番1、字小平1561番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下古平1555番7・字瀧下1556番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第887号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年（2022年）12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字岩ノ平2376番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第888号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和4年（2022年）12月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和4年（2022年）12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市赤水 461番5地先から 同所 469番5地先まで	前	9.6 ～ 15.7	194.2	農道整備事業
			後	9.6 ～ 24.4	194.2	

- 2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）12月20日

熊本県告示第889号
養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定によりふ化業者を次のとおり登録したので、同条第4項の規定により公示する。
令和4年（2022年）12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	登録年月日	有効期間	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
令和第4 －1号	令和4年 (2022年)	登録日から3年間	熊本県合志市 野々島4393	熊本県山鹿市菊鹿町 上内田5502

	12月19日		－190 熊本県養鶏農業 協同組合	熊本県養鶏農業協同 組合菊鹿ふ化場
--	--------	--	-------------------------	----------------------

公 告**熊本県公告第867号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営美里地区（下永富換地区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和4年（2022年）12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧の期間 令和4年（2022年）12月21日から
令和5年（2023年）1月24日まで
- 縦覧の場所 美里町役場
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書
 - 各筆換地明細書
 - 清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第868号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小谷字戸次道1331番1及び同1340番4、278.02平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市松山町3142番地1
株式会社坂本

熊本県公告第869号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年（2022年）12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 山鹿市鍋田178番地1
- 築造者の氏名 株式会社LibWork
- 道路の位置 山鹿市山鹿字中道436番9
- 道路の幅員 6.00メートル
- 道路の延長 40.75メートル
- 指定年月日 令和4年（2022年）12月7日
- 指定番号 熊本県指令北景建第248号

登 載 依 頼**熊本県行政文書等管理委員会公告第3号**

令和4年度（2022年度）第3回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和4年（2022年）12月20日

行政文書等管理委員会会長 澤 田 道 夫

- 開催日時
令和4年（2022年）12月27日（火）
午前10時から（1時間30分程度）
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館13階 1302会議室
委員はオンラインによる参加のため会場は事務局のみ

3 議題

- (1) 知事部局・各種委員会等における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
- (2) 公安委員会における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
- (3) 行政(法人)文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表について
(令和元年度及び令和2年度分)【報告】等

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症感染防止のため、発熱や風邪等の症状がある場合及び手指の消毒やマスクの着用など適切な感染防止策を講じない場合は、会場に入ることができない。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和4年度(2022年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和4年(2022年)12月20日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

令和5年(2023年)1月17日(火)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所

熊本県水俣市八幡町3丁目2番7号

熊本県水俣保健所 2階 会議室

3 議題

- (1) 救急告示病院の更新について
- (2) 救急活動概況及び救急医療に関する取組状況について
- (3) 健康危機管理に関する取組状況について
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県水俣市八幡町3丁目2番7号

熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

(熊本県水俣保健所総務企画課)

(電話0966-63-4104)